

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理を取り巻く社会情勢

1-1 関連法令の概況

水質汚濁の防止などに関してはさまざまな法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要を図表3-1に示します。

図表3-1 関連法令の概要

施行年月	関連法令	概要
昭和34年（1959年） 4月施行	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和46年（1971年） 6月施行	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和60年（1985年） 10月施行	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

1-2 国、大阪府の動向

国及び大阪府では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画等を定めています。生活排水対策に関する国・大阪府の計画等の経過を図表3-2に示します。

図表3-2 国及び大阪府の生活排水に係る計画等の経過

年月	関連する計画等（○：国、●：大阪府）
平成21年（2009年）3月	○社会資本整備重点計画改訂
平成23年（2011年）3月	●大阪21世紀の新環境総合計画
平成24年（2012年）3月	●大阪府生活排水処理計画整備指針
平成24年（2012年）8月	○社会資本整備重点計画改訂
平成27年（2015年）9月	○社会資本整備重点計画改訂
令和2年（2020年）8月	●大阪府域の生活排水処理計画のとりまとめ

第2章 生活排水処理の現状と課題

2-1 生活排水処理の現状

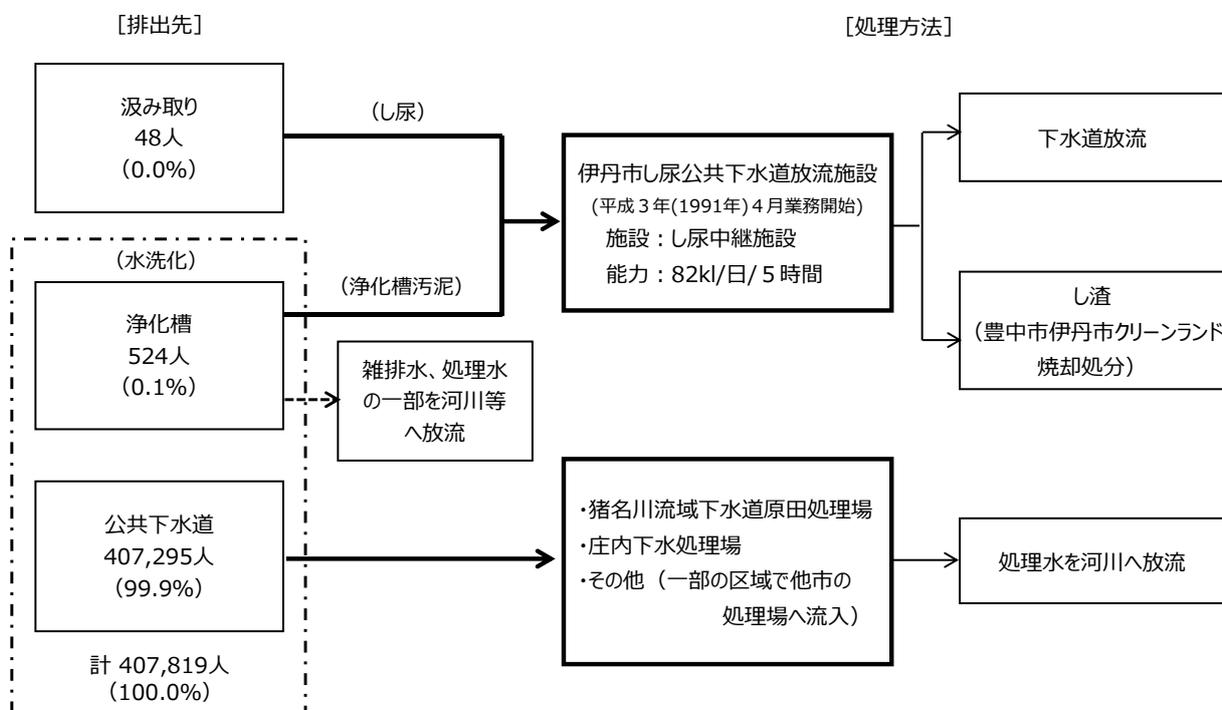
(1) 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理の現状は図表3-3に示すとおりです。

市域の下水道処理区域は、猪名川流域下水道原田処理区（終末処理場は原田処理場）と庄内処理区（同庄内下水処理場）の大きく2つに分かれています。公共下水道普及率はすでに100%に近く、汲み取りや浄化槽処理の家庭はごく僅かな割合となっています。

なお、汲み取り家庭の収集は全量委託業者が、また、浄化槽汚泥の収集は許可業者が対応し、伊丹市し尿公共下水道放流施設へ搬入（豊中市サニテーションは平成20年（2008年）3月31日に閉鎖。同年4月1日から伊丹市に処理を委託）、前処理後、希釈して下水道に放流しています。

図表3-3 生活排水処理システムの概要（令和3年度（2021年度））



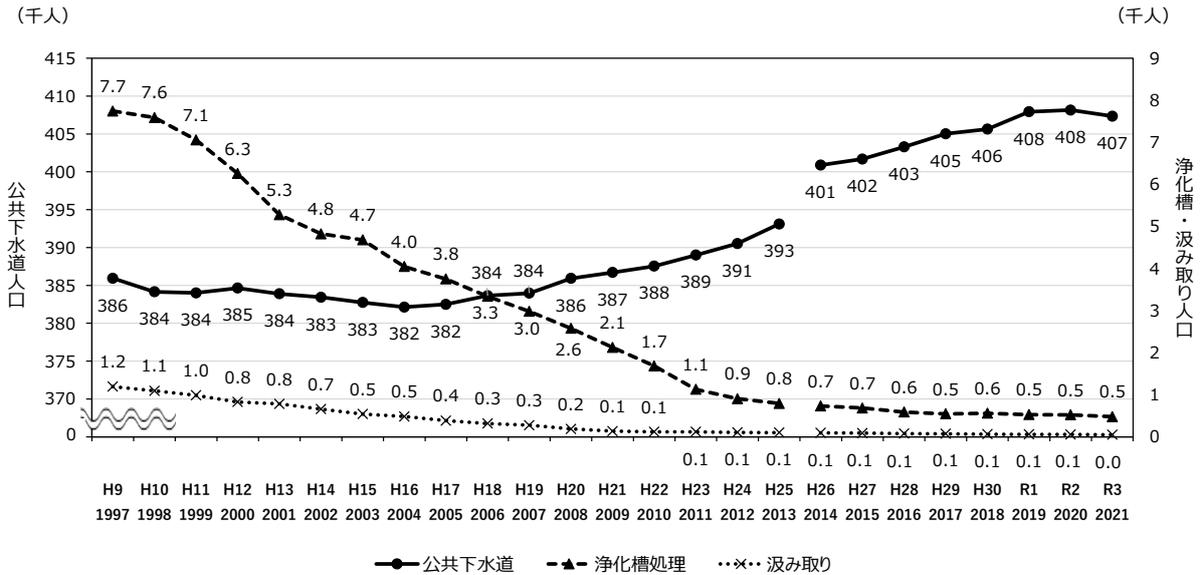
注1) 総人口は407,867人(令和3年度（2021年度）末 住民基本台帳人口)

注2) 公共下水道人口=総人口-浄化槽処理人口-汲み取り処理人口

(2) 生活排水の処理方式の現状

猪名川流域下水道原田処理場は昭和41年度（1966年度）に、庄内下水処理場は昭和48年度（1973年度）に供用を開始しました。その後、下水道整備事業を計画的に推進し、図表3-4、図表3-5に示すように令和3年度（2021年度）には公共下水道人口は約408千人（総人口の99.9%）に達しています。一方、汲み取りや浄化槽処理の人口は下水道整備に伴い低下し、両者をあわせて572人（同0.1%）となっています。

図表3-4 生活排水の処理方式別人口の動向



注1)平成25年度（2013年度）までは推計人口（各年度10月1日）、平成26年度（2014年度）からは住民基本台帳人口（各年度末）を基に求めている

注2)公共下水道人口＝総人口－浄化槽処理人口－汲み取り処理人口

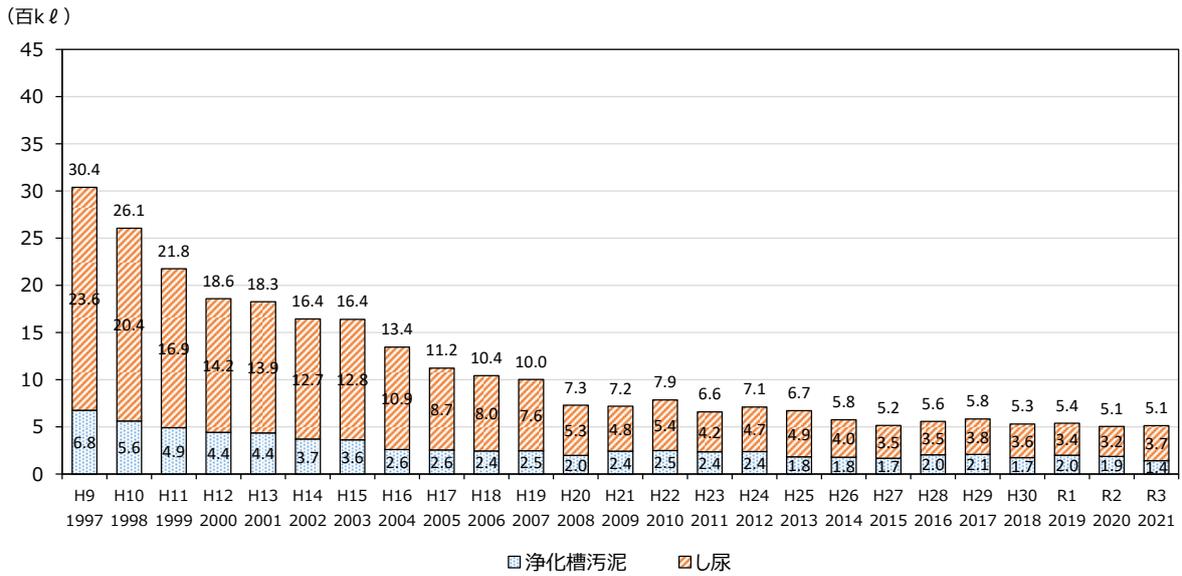
図表3-5 生活排水の処理方式別人口（令和3年度(2021年度)）

区分	生活排水			水洗化小計	汲み取り	自家処理	合計
	公共下水道	適正処理	単独浄化槽処理				
人口（人）	407,295	407,295	524	407,819	48	0	407,867
割合（%）	99.9	99.9	0.1	100.0	0.0	0.0	100.0

注1)合計人口は、令和3年（2021年）度末の住民基本台帳人口

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移を図表3-6に示しています。汲み取りや浄化槽処理の家庭の減少に伴い処理量も年々減少しており、令和3年度（2021年度）の処理量は約511.9kl（日平均1.4kl）となっています。

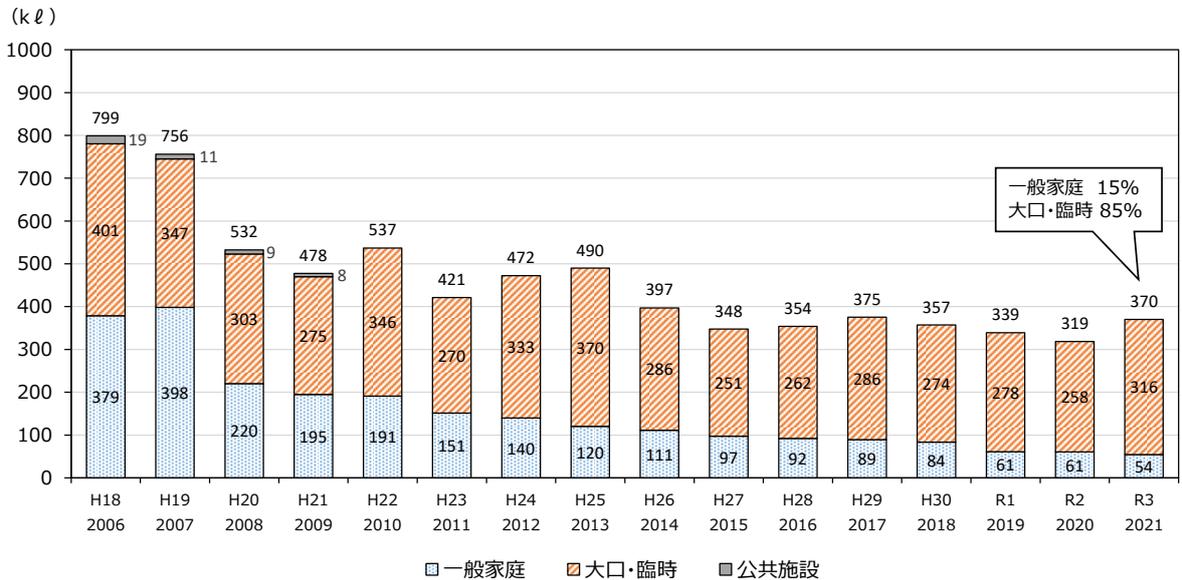
図表 3-6 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



注) 各年度の項目の和は、四捨五入により一致しない場合があります。

し尿の収集量は、図表 3-7 に示すとおり一般家庭、大口・臨時、公共施設とも年々減少しています。令和3年度（2021年度）の収集量は、一般家庭が54kℓ（15%）、大口・臨時が316kℓ（85%）です。なお、公共施設の収集量は平成22年度（2010年度）からゼロとなっています。また、浄化槽の設置台数も年々減少しています。

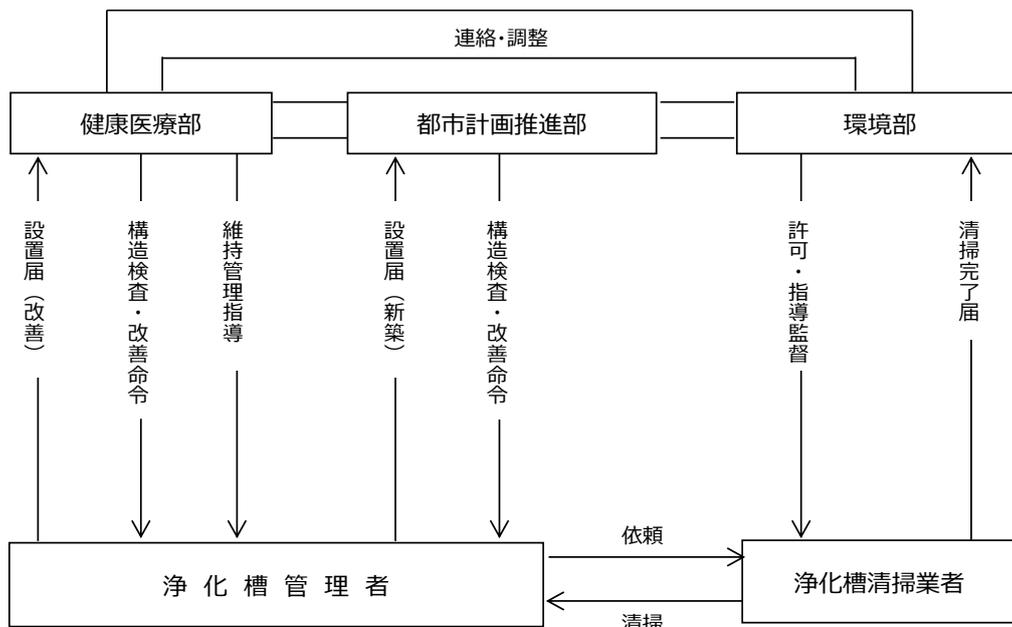
図表 3-7 し尿収集量の収集対象別内訳の推移



(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

令和3年度（2021年度）のし尿は委託業者（1社）により収集しています（図表3-8）。浄化槽については、許可業者（8社）が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています。さらに、図表3-9に示すように浄化槽設置家庭等の管理監督体制を整備し、また、浄化槽台帳に基づき維持管理状況を把握して、適切な維持管理の徹底に努めています。

図表3-8 浄化槽管理監督体制



図表3-9 し尿の収集状況

排出先	収集形態	収集回数	備考
一般家庭	委託収集	おおむね月2回	
大口・臨時		随時	事業所

(4) し尿処理手数料

し尿処理手数料は銀行納入により徴収しており、手数料は図表3-10に示すとおりです。

図表3-10 し尿処理手数料

種別	取扱区分	単位	金額
し尿	世帯割によるもの	4人まで	月 660円
		1人増ごとに1人につき	月 150円
	臨時又は多量に排出するもの	100リットルまで	5,620円
		100リットルを超える部分につき100リットルまでごとに	1,120円
浄化槽汚泥		1キロリットルまでごとに	1,500円

注1) 令和4年（2022年）10月現在（平成29年（2017年）7月改定）

注2) し尿処理手数料の世帯割によるもののうち、特殊な便槽を使用する場合、または、その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該料金の5割を加算する。

(5) 処理施設の状況

本市で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は伊丹市に処理を委託しており、伊丹市し尿公共下水道放流施設で中継処理されています。中継処理施設の概要を図表3-11に示しています。

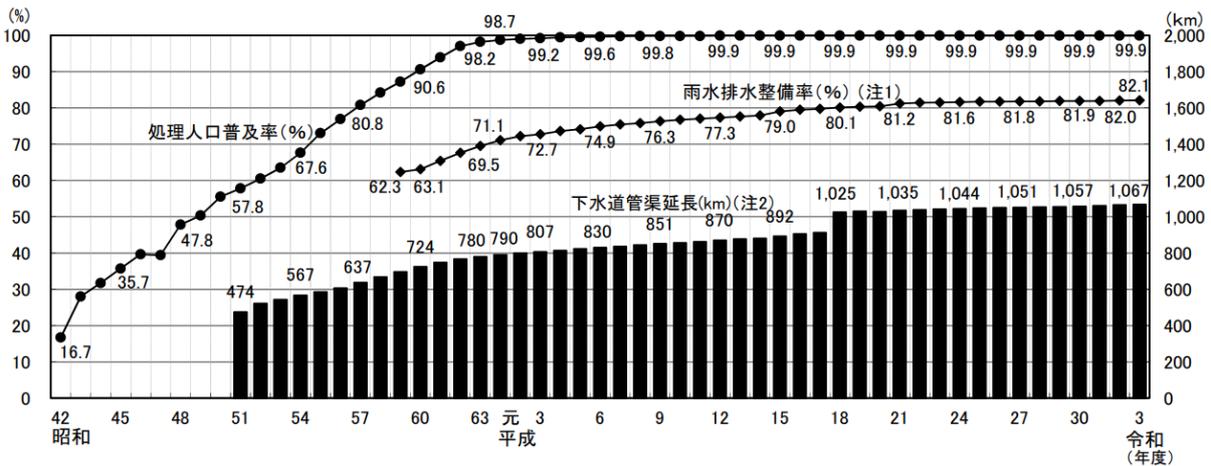
図表3-11 伊丹市し尿公共下水道放流施設の概要

施設の種類	し尿中継施設
施設能力	82kl/日/5時間
処理方法	前処理+希釈下水道放流
延床面積	541.20㎡
竣工年月	平成3年(1991年)4月1日
総工費	422百万円

(6) 公共下水道整備の進捗状況

下水道普及率は図表3-12に示すように、令和3年度(2021年度)においてほぼ100%に達しています。今後は、下水道が整備されながら未接続となっている家庭等の接続を図っていく必要があります。なお、下水道整備状況を図表3-13に示しています。

図表3-12 下水道普及率の推移

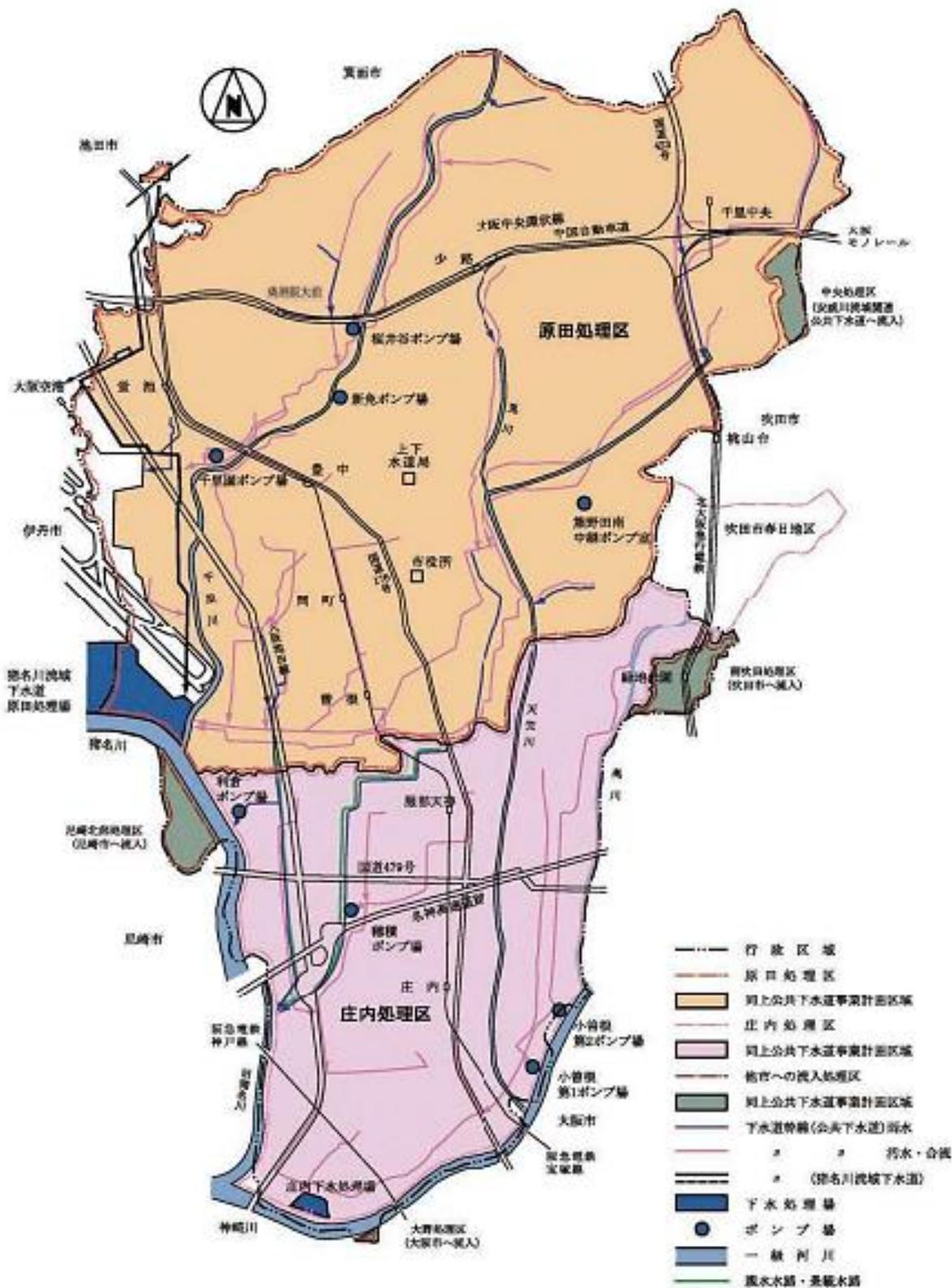


注1) 5年に一度の大雨が排除できる施設の整備率です。

注2) H18年度末からの管渠延長は、H18年度から管理データをデジタル化したことより見直しています。

出典：上下水道事業年報(令和3年度(2021年度))

図表 3-13 下水道整備状況
(令和3年度(2021年度)末現在)



出典：上下水道事業年報（令和3年度（2021年度））

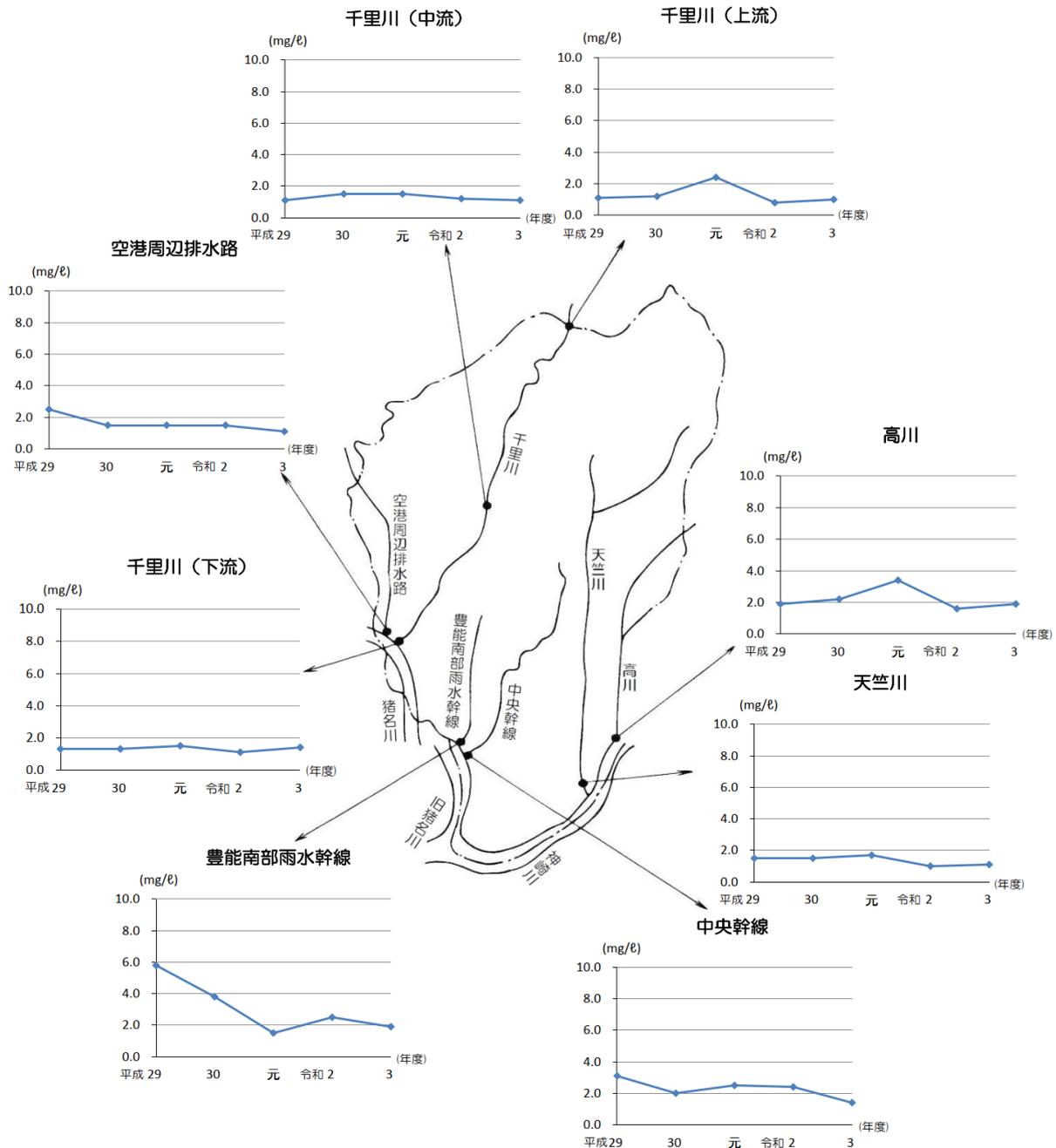
(7) 市内河川等の水質の現状

市内を流れる公共用水域には、3つの河川と3つの排水路があり、猪名川と神崎川に流入しています。猪名川に流入する河川としては千里川があり、排水路として空港周辺排水路があります。また、神崎川に流入する河川としては天竺川、高川があり、排水路として中央幹線、豊能南部雨水幹線があります。

水質汚濁防止法第15条第1項に基づき、これら6公共用水域の8地点で定期的な水質測定を行っており、各地点における水質の経年変化を図表3-14に示しています。

なお、市域の公共下水道整備率がほぼ100%近くに達しているため、生活排水による水質への影響はほぼないものと考えられます。

図表3-14 市内河川等の水質（BOD）の経年変化



出典：豊中市の環境保全 令和4年度版（2022年度版）

2-2 生活排水処理の課題

生活排水処理基本計画を策定するにあたっての基本的な課題を以下に整理しました。

(1) 浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽の適正な維持管理については、関係機関と連携しながら、設置者への周知を強化し、適正な維持管理の徹底及び公共下水道への切替えを促進する必要があります。

(2) 効率的な改築・更新、運営管理のための取組み

恒久的な稼働が求められる生活排水処理施設も、一定の期間が経過すると、老朽化による機能低下は避けられません。厳しい財政事情を踏まえライフサイクルコスト低減に向けた配慮や予防保全型施設管理の導入などによる計画的・効率的な維持・修繕及び改築・更新が求められます。また、社会状況の変化に応じ整備手法の見直し（処理方法の変更や処理施設の統廃合）を行う等、弾力的な対応も重要となっています。

第3章 生活排水処理の基本フレーム

3-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

将来のし尿・浄化槽汚泥処理量の予測は次のとおり行いました。

まず各処理方式の人数は、豊中市上下水道局の浄化槽処理・汲み取り処理人口の合計予測人数を基に、令和3年度の各処理方式の構成比を用い按分し求めました。また、浄化槽・汲み取りの1人1日当たりの原単位を本計画の前回改定以降の5年間（平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））の平均値とし、各処理方式の人数に乘じることで処理量を推計しました。

予測結果は図表3-15～図表3-18に示すとおりです。また、日平均処理量の予測結果を図表3-19に示しています。

図表3-15 浄化槽処理・汲み取り人口の予測結果

処理方式	実績← →予測											
	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
浄化槽処理	588	547	561	527	523	524	514	504	494	484	474	464
汲み取り	76	73	62	58	56	48	47	46	45	44	43	42
合計	664	620	623	585	579	572	561	550	539	528	517	506

図表3-16 浄化槽汚泥・し尿処理の原単位予測結果

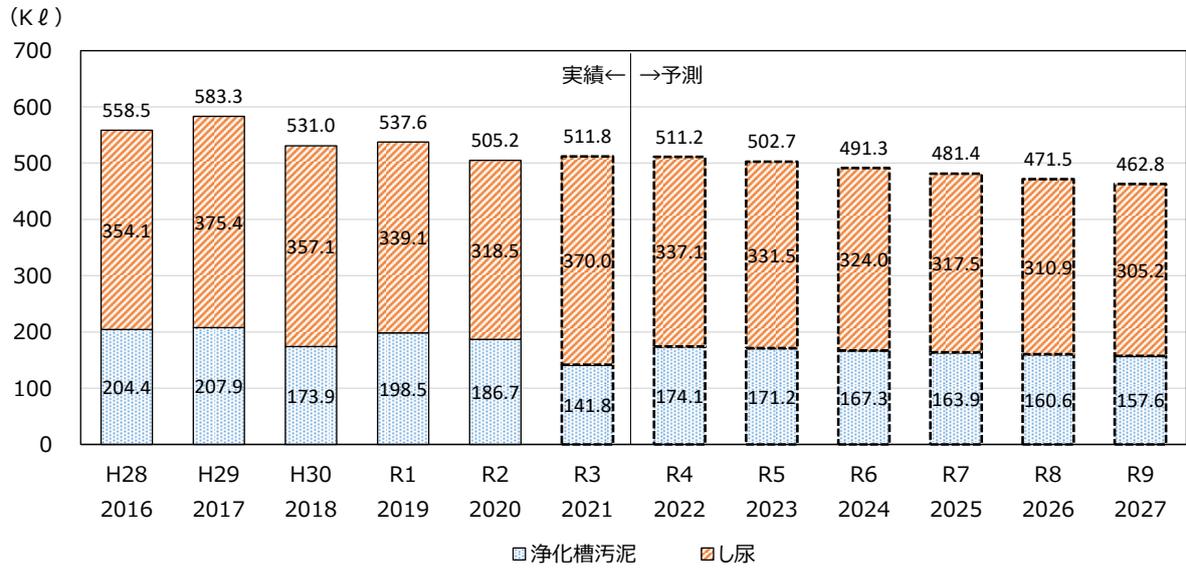
処理方式	実績← →予測											
	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
浄化槽汚泥	0.952	1.041	0.849	1.029	0.978	0.741	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928
し尿	1.650	1.880	1.744	1.758	1.668	1.935	1.797	1.797	1.797	1.797	1.797	1.797
合計	2.602	2.921	2.593	2.787	2.646	2.676	2.725	2.725	2.725	2.725	2.725	2.725

図表3-17 浄化槽汚泥・し尿処理量の予測結果

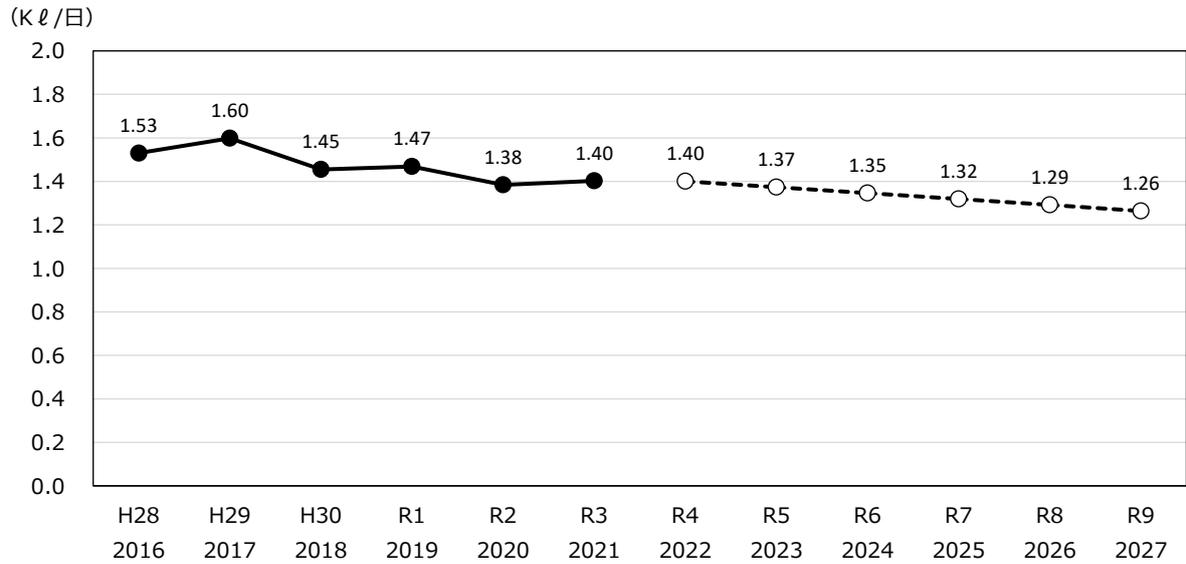
処理方式	実績← →予測											
	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
年間日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
浄化槽汚泥	204.4	207.9	173.9	198.5	186.7	141.8	174.1	171.2	167.3	163.9	160.6	157.6
し尿	354.1	375.4	357.1	339.1	318.5	370.0	337.1	331.5	324.0	317.5	310.9	305.2
合計	558.5	583.3	531.0	537.6	505.2	511.8	511.2	502.7	491.3	481.4	471.5	462.8
日量	1.53	1.60	1.45	1.47	1.38	1.40	1.40	1.37	1.35	1.32	1.29	1.26

注) 処理量 = 原単位 × 人口 × 年間日数 ÷ 1,000

図表 3-18 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（年量）



図表 3-19 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（日量）



第4章 計画を推進するための施策

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の維持

し尿の汲み取りについては、現在の委託収集で対応します。また、浄化槽汚泥については、許可業者による清掃・点検・汚泥引き抜き等を実施します。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、伊丹市（伊丹市し尿公共下水道放流施設）への処理委託を継続します。

(3) 浄化槽対策及び公共下水道による処理の推進

浄化槽管理監視体制の拡充により、浄化槽設置家庭等の状況把握及び公共下水道への切替え促進を強化するとともに、許可業者及び登録業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による河川・水路等の水質汚濁防止に努めます。

(4) 効率的な改築・更新、運営管理のための取組み

下水道施設の老朽化等に起因する事故発生・機能停止を防止するため、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画による計画的・効率的な施設管理を行います。

資料編

資料 1 計画改定の経過

1-1 改定経過

本計画は、令和4年度（2022年度）を中間目標年度として、計画の進捗に応じて見直しを行うこととしており、今般の社会・経済情勢及び廃棄物行政の変化に伴い、令和4年（2022年）8月に廃棄物減量等推進審議会に対して「一般廃棄物の減量の促進及び適正処理に関する事項等について」諮問を行い、令和5年（2023年）2月に答申を受けました。

1-2 豊中市廃棄物減量等推進審議会での検討経過

① 審議会等開催状況

会議等	開催日程	内 容 等
第1回	令和4年（2022年） 8月3日（水） 14：00～16：00	①委員紹介 ②市長からの諮問（④～⑥について） ③審議会の進め方について（審議内容、スケジュール等） ④第4次豊中市ごみ減量計画の進行管理について ⑤第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第4次豊中市ごみ減量計画の中間見直しについて ⑥粗大ごみ手数料の改定について
第2回	令和4年（2022年） 10月24日（月） 10：00～12：00	①第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第4次豊中市ごみ減量計画の中間見直しについて ②粗大ごみ処理手数料の改定について
第3回	令和4年（2022年） 11月30日（水） 10：00～12：00	①第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて ②第4次豊中市ごみ減量計画の中間見直しについて
第4回	令和5年（2023年） ●月●日（●） ●：00～●：00	会長より市長へ答申

② 豊中市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

第13期豊中市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略・規則順・50音順)

(区分)	(氏名)	(所属・勤務先)	(備考)
学識経験者	1 小島 理沙	京都経済短期大学 / 教授	
	2 花嶋 温子	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 / 准教授	副会長
	3 渡邊 信久	大阪工業大学 工学部 環境工学科 / 教授	会長
市民	4 井原 美香	公募市民	
	5 小島 滋子	公募市民	
	6 小西 みゆき	公募市民	
	7 下村 浩	廃棄物減量等推進員	
	8 高島 邦子	特定非営利活動法人 とよなか市民環境会議アジェンダ2 1 / 副理事長	
	9 中澤 和子	とよなか消費者協会 / 副会長・会計	
事業者	10 榊原 伸	マリンフード株式会社 生産部 / 課長	
	11 遠藤 健男 (~8/7) 高井 得雄 (9/15~)	大阪府生活協同組合連合会 生活協同組合コープこうべ 大阪北地区本部 / 本部長	
	12 吉田 哲平	豊中商工会議所 / 事務局長	
※1	13 米田 弘樹	大阪再生資源業界近代化協議会 / 豊中支部長	
※2	14 澤村 正良	豊中環境事業協同組合 / 副理事長	
※3	15 重長 寿典	連合大阪 北大阪地域協議会 豊中地区協議会 / 議長	

※1 再生資源業者

※2 廃棄物処理業者

※3 市長が特に必要と認める者

資料2 本計画のSDGsとの関連

本市は令和2年8月に「豊中市SDGs未来都市計画」を策定しました。その中で、第4次豊中市総合計画の後期計画では、SDGsの考え方を踏まえた施策を展開するとしています。また、その他の計画についても、今後計画の見直しの際に、SDGsの視点を踏まえて改訂するとしています。これを受け、本計画における施策とSDGsとの関連を図表 資-1のとおりに整理しました。

図表 資-1 本計画のSDGsとの関連

SDGsの目標 (ゴールとターゲット)			ごみ処理基本計画 基本施策				食品ロス削減 推進計画	生活排水処理 基本計画
			1	2	3	4		
	目標 1	貧困をなくそう ・世界中で貧困を撲滅 ・貧しい人や弱い立場にいる人たちの保護					○	
	目標 2	飢餓をゼロに ・貧困層や乳幼児への食糧提供 ・あらゆる形態の栄養不良を解消					○	
	目標 3	すべての人に健康と福祉を ・感染症の根絶に向けた対策の推進 ・有害化学物質や大気・水質・土壌の汚染防止						○
	目標 4	質の高い教育をみんなに ・持続可能な開発のための教育の推進 ・そのために必要な知識とスキルの確実な習得	○				○	
	目標 6	安全な水とトイレを世界中に ・安全な水の提供 ・水に関わる生態系の保護や回復						○
	目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに ・再生可能エネルギーの割合を大幅増加 ・エネルギー効率の改善率を倍増		○				
	目標 11	住み続けられるまちづくりを ・大気汚染や、自治体などによる廃棄物の管理に 特に注意する		○	○	○		○
	目標 12	つくる責任つかう責任 ・1人当たり食品廃棄の半減、食品ロスの削減 ・3Rによる廃棄物の大幅削減	○	○			○	
	目標 13	気候変動に具体的な対策を ・気候変動の災害に対する適応力の強化 ・気候変動の緩和策と適応策の推進	○	○				
	目標 14	海の豊かさを守ろう ・陸上活動からの汚染による、あらゆる海洋汚染の 防止と大幅削減	○	○	○	○		○
	目標 15	陸の豊かさを守ろう ・陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサー ビスの保全、回復及び持続可能な利用を確保			○	○		
	目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう ・公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励 と推進	○	○	○	○	○	

出典：アイコンは国際連合広報センターのホームページを参照しています。

注) ターゲットは廃棄物処理に関係のあるものを抜粋・要約しています。

資料3 用語解説

あ 行

■ アダプトシステム事業

アダプト（ADOPT）とは、英語で「養子縁組をする」という意味。市民が自ら住んでいる地域のまちを美しくしようとする取組みを、行政とのパートナーシップにより推進し、地域に暮らす市民・事業者が里親となって、市と覚書を交わし、道路などの公共の場所を清掃する制度。

■ 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染対策を取り入れた生活様式や新しい働き方のこと。

■ 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。

■ 違法簡易広告物追放推進団体（とよなか美はり番）

地域に密着した市民・事業者の団体の活動により、違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進するために、違法簡易広告物の除却を地域団体等に委任する制度。

■ エコショップ制度

環境に配慮した取組みを行うお店（小売店や飲食店等）から申請をいただき、審査を経た後、豊中エコショップとして認定。さらに、その取組みの充実や向上が見られる豊中エコショップを「優良」「優秀」店舗にステップアップ認定する制度。

■ SNS（Social Networking Service）

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。

■ SDGs（Sustainable Development Goals）

平成27年（2015年）に国連総会で採択された持続可能な開発目標で、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットのこと。個別の開発目標やターゲットとともに、取組みの前提となる「誰一人取り残さない」「多分野を組み合わせた課題解決」「環境・経済・社会の同時解決」という考えが重要とされ、廃棄物や資源循環分野とも深く関わる。

■ N P O（Non-Profit-Organization）

法人格をもった、ボランティア団体や市民活動団体である民間非営利組織のことで、医療・福祉や環境保全、災害復興、地域活性化など様々な分野で活動する団体が含まれる。

■ 大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和56年（1981年）に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき昭和57年（1982年）3月に

設立された団体。通称は、大阪湾フェニックスセンター。

大阪湾フェニックス計画に基づき、廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っている。現在、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の4カ所の処分場がある。

か 行

■ 拡大生産者責任

(Extended Producer Responsibility)

自ら生産する製品等について、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。平成12年（2000年）6月施行の「循環型社会形成推進基本法」に明記されている。

■ 可食部

通常の食習慣で食べられる部分のことで、食肉の場合、皮や骨、筋などを除いたものこと。

■ 環境学習

持続可能な社会の構築をめざして、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

豊中市では、廃棄物の減量に関する環境学習として、子どもたちが幼少期から地球環境や3Rについての意識を高め、環境にやさしい行動を自ら実践できるよう支援するため、こども園の園児や環境保全を学習する小学4年生を対象に、ごみの分別や3Rについての授業を行っている。

■ 環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律。平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で合意したリオ宣言を前提に、3章46条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つを定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

■ 環境交流センター

平成17年（2005年）4月に開所した施設で、市民・事業者の3R活動を推進するための地域拠点であり、実践と交流・支援、情報発信の活動を行う場として3Rに関連した様々な事業に取り組んでいる。

■ 規格外品

重量・容量や色、形状が当該商品の標準と異なるものや、包材の不良が発生した商品等と言う。ここでは、サイズや形が規格内に収まっていない食品のこと。

■ 基本フレーム

将来の計画を立てる場合に、あらかじめ決めておかなければならない数値的な枠組み。人口、ごみ量などの将来の目標値。

■ 許可業者（一般廃棄物収集運搬）

市町村長から許可を受けた収集運搬業者のこと。廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬を市町村で行うことが困難な場合は、市町村長から許可を受けた収集運搬業者が、排出事業所から収集・運搬を請け負ってもよいこととなっている。

■ 拠点回収

市民・事業者・行政が協働したリサイクル事業を推進するため、小売店舗や公共施設等の拠点において、ペットボトル・インクカートリッジ・使用済小型家電・水銀使用廃製品の回収を行っている。

■ 汲み取り

汲み取り式トイレの便槽（し尿を貯めるタンク）からし尿を汲み取ること。または汲み取り式トイレ自体のことを指す。

■ 減量計画書

延べ床面積が3,000㎡以上又は一般廃棄物の排出量が月3トン以上の事業所を多量排出事業所として位置づけ、（事業系一般廃棄物）減量計画書の提出を求めており、それらの資料をもとに、立入調査や個別指導を実施している。（これまでの月5トン以上から月3トン以上に変更（平成30年（2018年）4月から））

■ 公共下水道

区域内の汚水や雨水を管渠で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するかまたは流域下水道に接続しているもの。原則として、市町村が建設・管理を行う。

■ ごみ有料化

自治体が行うごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別にごみ処理手数料として負担する制度のこと。指定ごみ袋に手数料を上乗せする有料指定袋制や、手数料の証紙としてシールなどを販売する方法などがある。

さ行

■ サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。「循環経済」ともいう。

■ 災害廃棄物

地震や風水害等の災害時に発生する廃棄物のこと。災害廃棄物は、様々な種類を含む

廃棄物が一度に大量に発生し、通常時とは異なる体制・迅速な処理が求められる。

■ 再生資源集団回収

地域団体が地域で再生資源の回収を行うこと。ごみの減量及び資源のリサイクルを進めるため、市では地域での再生資源の回収を行う地域団体と再生資源を回収する行商者に、報奨金を交付している。

■ 在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される可能性のある廃棄物をいう。なお、「在宅医療」は、医師、看護師等の訪問を伴うもの（往診、訪問診療、訪問看護等）、医師等の訪問を伴わないもの（在宅療養）の両方をいう。

■ サニテーション

下水処理施設。豊中市サニテーションは平成3年（1991年）から稼動していたが、公共下水道の普及に伴い平成20年（2008年）3月に閉鎖した。同年4月からは「伊丹市し尿公共下水道放流施設」を利用している。

■ 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類が指定されている。

■ 3きり運動

買った食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみの水をきる「水きり」の3つの「きり」を合わせたもの。

■ 3010運動

飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動のこと。

■ し渣

し尿処理の過程でスクリーンなどで除去された固形分。食品の切りくず、繊維くずなどがある。

■ し尿

人体から排出される「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物のこと。

■ 充電式電池

一般的な乾電池と異なり、使った後も充電すれば、繰り返し使える電池のこと。充電式の小型の家電製品に内蔵されていることもある。充電式電池にはニッカド電池やニッケル水素電池、リチウムイオン電池などがある。この中でリチウムイオン電池は衝撃が加わって破損などすると出火する恐れがある。

■ 循環型社会

廃棄物の処理に優先順位を設け、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

■ 循環型社会形成推進基本法

省庁ごとに個別に取り組みられてきた廃棄物処理及び再資源化関連法を総括する基本的枠組み法として、平成12年（2000年）5月に制定された。併せて廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）とリサイクル法（再生資源利用促進法）の改正、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）も一体的に成立している。

■ 浄化槽

公共もしくは民間、個人が設置する、微生物の働きにより汚水をきれいにして放流できる状態まで浄化する装置のこと。下水道や農業集落排水などを整備することが困難な地域に設置する。

■ 食品ロスの削減の推進に関する法律

略称は「食品ロス削減推進法」。食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた法律として令和元年（2019年）10月に制定された。

■ 食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律として平成13年（2001年）5月に制定された。

■ 使用済小型家電

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の部品にはレアメタルなどの貴重な資源が使用されており、これらを再生利用することを目的としている。本市では、平成28年（2016年）1月から市役所や図書館等に回収ボックスを設置し、回収を行っている。

■ 食品ロス

食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。

■ 新型コロナウイルス

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。コロ

ナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

■ 水銀使用廃製品

地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が平成25年（2013年）に採択され、市町村においても、蛍光管等の水銀使用廃製品の適正な処理が求められている。豊中市では、市内に専用回収ボックスを設置し、平成29年（2017年）7月から、水銀を使用した蛍光管、体温計・血圧計及び電池類の拠点回収を始めている。回収した水銀使用廃製品は安全に収集・運搬され、適正に処理される。

■ 水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。例えば、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルを製造するなど、リサイクル前と後で価値が下がらないリサイクルのことを指す。

■ スtockマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付け施設の点検・調査や修繕・改善を実施し、施設管理を最適化する手法のこと。

■ 3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字をとった、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

平成12年（2000年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収（サーマルリサイクル）、(5)廃棄物の適正処理としている。

■ 生活排水

調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い公共用水域に排出される排水のこと。

■ 生物化学的酸素要求量

（BOD；Biochemical Oxygen Demand）

河川中の汚染物質が水中の微生物により酸化され炭酸ガスなどに分解されるとき、微生物が必要とする酸素量をいい、数値（mg/l）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

た 行

■ 第4次豊中市総合計画

総合計画とは、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成す

るための基本方針を示す計画である。平成30年（2018年）に策定した第4次豊中市総合計画では、平成39年度（2027年度）を目標年度とし、「みらい創造都市 とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」をまちの将来像とし、「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」「安全に安心して暮らせるまちづくり」「活力ある快適なまちづくり」「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」を施策体系に将来像の実現をめざしている。

■ 堆肥化

厨芥類などの生ごみや落ち葉をバクテリア等の微生物によって分解し、堆肥をつくること。

■ 第3次豊中アジェンダ21

「第3次豊中市環境基本計画」と両輪となり環境保全を進めるために、市民・事業者・行政が協働とパートナーシップで取り組みを進める自主的な行動計画で、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）を計画期間とする。平成11年（1999年）3月に策定された「第1次豊中アジェンダ21」、平成23年（2011年）6月に策定された「第2次豊中アジェンダ21」の取り組みを振り返り、市民・事業者・行政によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」が主体となり平成30年（2018年）3月に策定。

■ 第3次豊中市環境基本計画

豊中市環境基本条例に基づき、市のめざす目標と施策の枠組みを明らかにし、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに総合的・計画的に取り組むことを目的とする行政計画で、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）を計画期間としている。

■ 地域清掃

個人・団体などの地域住民による自発的な地域での清掃活動のことで、本市では清掃用具の提供・貸出を行うとともに、ごみ袋の配布とごみの収集を行っている。

■ 厨芥類

台所または調理場からでるごみ類。野菜屑などの生ごみのこと。

■ 中間処理

廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再生利用するための人為的な操作をいい、焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固型化などの方法がある。

■ 超高齢社会

高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会をいう。また、高齢化率が14%以上21%未満を高齢社会といい、7%以上14%未満を高齡化社会という。

日本は昭和45年（1970年）に高齡化社会に、平成6年（1994年）に高齡社会になり、平成19年（2007年）には超高齡社会となった。日本の高齢化率は、令和3年（2021年）10月現在で、28.9%である。

■ 2 R（ツーカール）

3 R（スリーアール）の「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」のうち、リサイクルよりも取組みの優先順位がより高いリデュースとリユースの2つを示している。循環型社会構築のために、リサイクルよりも取組みが進んでいない2 Rの取組みをより進めていくことが必要である。

■ 適正処理困難物

自治体が処理する一般廃棄物のうち、その適正な処理が全国各地で困難であると認められるものを環境大臣が指定する。またこれ以外にも、豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により市長が指定することができる。

■ 手つかず食品

賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄される食品。

■ 手前どり

商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

■ 特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法で、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」として規定している。必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制がある。

■ 豊中エコショップ制度

環境に配慮した取組みを行うお店（小売店や飲食店等）を「エコショップ」として認定する制度。また、その取組みの充実や向上が見られるエコショップは「優良」や「優秀」店舗にステップアップ認定する。

■ 豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例

美しいまちづくりを推進するため、市・市民等・事業者・団体の役割、ポイ捨て・犬のふんの放置、美観を損なう屋外広告物の表示等の防止と空き地の適正管理について必要な事項を定めた条例。平成17年(2005年)施行。

な 行

■ NATS

西宮のN、尼崎のA、豊中のT、吹田のSと、それぞれの頭文字を並べたもの。4市の中核市が隣り合うことから、府県の枠組みを越えた新たな都市間ネットワークを形成して、市民サービスの向上や各市が抱える課題の解決に向け、連携して取り組んでいる。

■ 廃棄物

占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に大別される。

■ 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量のための施策への協力など、市民の自主的活動を通じて、地域に密着したごみの減量、再資源化を推進することを目的とした制度。市長からの委嘱を受けた推進員は、ごみの減量、再資源化を推進する活動を地域で行っている。

■ 廃棄物処理法

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律である。

■ 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成5年（1993年）に交付された廃棄物の減量の促進や、適正処理、地域の環境美化の推進について定めた豊中市の条例。平成27年（2015年）に、新たに再生資源等の持ち去り禁止規定を設け、「市並びに市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者以外の者」が「所定の集積場所」に排出された再生資源等を無断で持ち去ることを禁止している。

■ P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のための体系的な考え方をいう。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、らせん状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

■ フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

■ フードバンク

「食品銀行」を意味する社会福祉活動のこと。食品製造業や流通業、小売店等で、まだ食べることができるが、販売するには賞味期限が残り少ない食べ物を、食べ物に困っている人につなげる活動を行っている。

ま行

■モバイルバッテリー

スマートフォンやタブレット端末、ノートパソコンなどを外出先などで充電するために用いる持ち運びできる充電器のこと。多くのモバイルバッテリーはリチウムイオン電池を用いているため、処分をする際に注意が必要となる。

や行

■容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律」。平成3年（1991年）に施行された再生資源利用促進法（リサイクル法）に続き、新リサイクル法として平成7年（1995年）6月に成立、平成9年度（1997年度）より施行。容器包装を製造・利用する特定事業者に再生利用の義務を課している。また、市町村は容器包装リサイクル法の対象品目の発生量、回収量、分別方法、収集方法等に関する計画を3年毎に5年を1期とする計画（分別収集計画）の策定が求められている。

容器包装リサイクル法は、平成18年（2006年）6月に大きく改正され、容器包装を一定量以上利用する事業者に対する排出抑制の取組み状況報告の義務付け、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化、質の高い分別収集・再商品化を促進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設等が見直しがなされた。

■溶融スラグ

ごみ焼却施設で、焼却に伴って発生する焼却灰を高温で溶かし、冷却、固化させたもの。焼却灰よりも容積を減らすことができ、最終処分場の延命化につながる。また道路工事等に用いる路盤材としてリサイクルすることもできる。焼却灰を溶融スラグにすることを「溶融スラグ化」という。

■余熱利用

ごみ焼却施設などで、焼却に伴って発生する熱を有効利用すること。利用方法として、発電、蒸気として暖房などへの利用、給湯などがある。

ら行

■リサイクル（recycle：再生利用）

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。広義には、リユース（再使用）を含める場合もある。

■リチウムイオン電池

リチウムイオンを用いた充電電池で、それまでの充電電池に比べ小さなサイズでも大きなエネルギーを蓄えることができる。電気自動車やスマートフォンやノートパソ

コンなど充電式の機器に用いられる充電電池の多くはリチウムイオン電池である。

■ **リデュース (reduce : 発生抑制)**

切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。
過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

■ **リユース (reuse : 再使用)**

循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部分を他の製品に使用する場合もリユースに含む。